

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

Chieftainship and Land Tenure : Land Tenure and Social Structure in Micronesia

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 須藤, 健一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00003732

ミクロネシアの土地所有と社会構造

須 藤 健 一*

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| I. はじめに | IV. ポナペ社会の土地所有 |
| II. マーシャル、トラックと中央カロリン社の土地所有 | V. ヤップ、フェイス社会の土地所有 |
| III. パラオ社会の土地所有 | VI. 土地所有様式の変化 |
| | VII. 結 論 |

I. は じ め に

ミクロネシアには約2,400の島がある。そのうち人が居住する島は120にすぎない。島の地形は、マリアナ諸島、パラオ、ヤップ、トラック、ポナペ、コシャエのカロリン諸島は火山島ないし陸島である。その他のカロリン諸島、マーシャル諸島、ギルバート諸島はいずれもサンゴ礁島である。島の大きさ、地形は異なるものの、ギルバート諸島を除けば、島じまの社会は母系性の伝統を色濃く残している。しかし、母系性の体系や機能の面に関しては、各社会ごとに多様性を示す。

本稿の目的は、カロリン・マーシャル諸島の社会にみられる親族集団の編成様式と土地の所有体系との関連性の特質を明らかにすることにある。この目的を達成するためには、つぎの三点を各社会において検討する必要がある。一つは、自然環境のどの部分を資源利用の観点から重要な「不動産」として見なし開発しているかという点である。二つめは、土地所有の基礎となる社会単位としてどのような親族集団を編成しているかである。三番目は、人々ないし集団が土地に対する権利を獲得・保持し、放棄するのに如何なる方式を制度化しているかということである。本稿では、土地所有を人びとが土地に対する権利を獲得して行使し、そして分配する様式 [CROCOMBE 1968, 1971] と定義する。したがって、ミクロネシアの「伝統的」土地所有は、個人ないし社会集団が不動産（土地）にたいして保持する権利・義務関係の体系であるとみなせよう。なお、ここでいう「伝統的」（土地所有）とは、主として外国の直接統治が開始される今世紀初頭ころにみられる土地の所有様態を意味する。

* 国立民族学博物館第1研究部

ミクロネシア（カロリン・マーシャル諸島）の土地所有についての調査研究は、統治国の植民地政策と密接なかわりをもつて始められた。ドイツ統治時代（1899—1914年）、ドイツ政庁はポナペやトラックにおいてコブラのプランテーション開発に着手するため、島の人びとの土地所有の様態を捉えた。この調査は個人有地と公有地とを区分するとともに、土地の「個人所有化」とその男系の相続の優先を意図した「地券」を発行するためであった【矢内原 1935】。その調査をもとに、ポナペでは1912年に土地所有の伝統的方式を無視した土地改革が実施された。

日本統治時代になると、南洋庁はドイツの政策を受けつぎ、1923年から「官有地」および「非島民有地」の境界、地目、面積の調査を実施した。これは、日本人企業家や農業移民に土地を提供するためであった。1933年からは島の人びとの土地利用実態を把握するために「島民有地」を測量し、「土地台帳」を作成した。これは島の人びとが有効な土地利用をしない場合に、その土地を邦人に使用させるという土地政策に基づいていた。この調査には人類学者も参加し、パラオ、ポナペと中央カロリン諸島に関しては詳細な調査報告が公にされている【上原 1940; 杉浦 1944; 土方 1984】。アメリカ統治時代の当初においても、海軍省の企画のもとに多くの島じまで、財の形態、権利の種類、相続様式、土地の移譲方式についての調査が実施された【YOUNG 1958】。これは、アメリカの信託統治領における土地政策の基調をなす性格のものであった。

1960年代からは人類学的調査研究が進められ、主として環礁島の住民の土地所有に関心が集中した【ALKIRE 1974; LIEBER 1974; POLLOCK 1974】。そして、1970年代からは、伝統的土地所有体系が統治国の土地政策によってこうむつた変化を明らかにする調査、研究が実施されてきている【NASON 1971; MARKSBURY 1979; McCUTCHEON 1981; PARKER 1985】。

本稿では、カロリン、マーシャルの両諸島から10の社会を選定し、土地所有の体系を比較する。比較の基準には、土地所有の主体（集団編成の様式）、土地使用の実態（居住形態）、そして土地の相続方式の三つの側面をとりあげる。それらの基準に基づくなら、上記10社会はつぎの四つのタイプに類別される。

タイプ1：土地は母系出自集団の所有で、母系的拡大家族の成員に使用される。

母系相続の方式をとるが、母系出自集団の男性成員は彼の子どもに部分的に土地の使用権を継承させる権利を保持する。このタイプには、マーシャル、トラック、モートルックと中央カロリンの諸社会がふくまれる。

タイプ2：土地は母系的出自集団の所有であるが、その使用权は男系的拡大家族にある。土地の相続権は主として母系のラインで継承される。このタイプはパラオとウリシー両社会に代表される。

タイプ3：土地は母系的出自集団の所有であるが、その使用权は母系的ないし父系的拡大家族にある。相続権は母系的継承を原則とするが、父系ライによる継承も許容される。このタイプには、ポナベが相当する。

タイプ4：土地は父系的拡大家族ないし父系的出自集団の所有であるが、その集団の女性成員も部分的に土地を相続する権利を保持する。このタイプには、ヤップ、フェイス、ピングラプの諸社会が属す。

II節からV節にかけて、上記の四タイプについてそれぞれ詳しく検討する。そこでの記述は、今世紀初頭の土地所有の様式が中心になるが、それ以降に生じた土地所有の変化についても言及する。

そして、VI節においては、ミクロネシアで白人との接触以前に生じた土地所有の変化と、最近顕著になりつつある土地問題についても考察をくわえる予定である。

II. マーシャル、トラックと中央カロリン 社会の土地所有

マーシャル、トラックそして中央カロリンの諸社会においては、母系出自集団が主要な土地所有集団を編成する点で共通する。本節ではそれら三社会の土地所有の諸相について述べることにしよう。

1. マーシャル社会

マーシャル (Marshall) 社会は、29の環礁島と5つの隆起サンゴ礁島で形成され、陸地総面積は約 120 km² である。1980年の総人口は31,200人であるが、19世紀後半が15,000人、ドイツ統治時代 (1909年) が9,267人と報告されている [矢内原 1935: 73]。主栽培植物はタロイモとココヤシで、降雨量が少ないためパンノキの実も多く収穫が期待できない。タシロイモやパンダナスの実も食用にしてきた。しかし、ドイツ統治時代前からココヤシの植栽とコプラの生産・販売がさかんで、その売り上げ金で米を購入し、主食にあててきている。

マーシャル社会は、階層化され、非地縁的で外婚単位となるチョウィ (*jowi*) とよばれる母系クランで構成される。各クランは固有の名前をもっている。クランのなかで

も、複数の島ないし環礁を統轄する高位クランの首長はイロージ・ラパラプ (*iroji lapalap*) とよばれる [SPOEHR 1949]。マーシャル全島では14人のイロージ・ラパラプ、つまり大酋長がいる [TOBIN 1958]。それらの大酋長が名目的な「土地所有者」と考えられている。クランはいくつかの母系リネージ、ピイチ (*bwij*) に分節化しており、それが基本的な土地所有集団となる。マーシャルの生産手段の対象となる土地は、島の礁湖側から外洋側へと一定の幅 (50~200 m) の直線で仕切られている。その一区画が土地所有の一筆となり、ワト (*wato*) とよばれる。したがって、この一区画がピイチによって所有されるのである。

リネージの首長 (*alab*) は、大酋長が名目的に所有しているワト (土地) を彼のリネージ成員に配分して管理・監督する地位につく。割りあてられた土地を使用するリネージの成員は「労働者」 (*ri-jerbar*) とみなされる。彼らは、パンノキの実などの初収穫物やコプラの売上金の一部をリネージ長 (*alab*) をとおして大酋長に上納する義務がある。つまり、リネージ長は大酋長と庶民 (労働者) の中間に位置し、前者の土地の管理者である。リネージ成員が使用する土地の多くは母系的に相続される。そして、母方居住方式が一般的であるが、新居住や選択居住の形態もみられる。したがって、ピイチの土地は、女性成員とその配偶者によってのみ使用されるのではなく、ピイチの男性成員の子ども (*batoktok*) も父の出自集団の土地にたいしいくらかの権利を留保する。自分の集団の土地が少ない場合、人びとは父の集団の土地に移り住んで、そこでコプラを生産することができる。この父の集団の土地を使用する権利は、基本的には父の生存中に行使できる性質のものである [POLLOCK 1974: 108]。

しかし、この使用権の譲渡にかんしては島ごとでかなり多様性がある。マジュロやビキニでは父—子関係での使用権の継承はニンニン (*ninin*) とよばれ、七世代間にとわたる。ニンニンは主に、父がリネージの首長の地位だった場合やその集団に後継者がいないときに起こる。父から相続した土地は、子供たちの判断で彼らのピイチ共有財に合体してもよいし、彼ら (特に男性成員) の子どもに相続させてもよい。後者の相続においては父系へのかたよりがみられる。そして、父—子関係で相続される土地は、七世代たつと元初の土地所有集団 (リネージないしくラン) に返却される [TOBIN 1958: 20]。現在では、ニンニンによる土地の所有に関して係争問題が生じている。

マーシャルの土地所有の基本形態は、母系的出自集団がワトとよばれる区画を全体的に所有し、集団成員が使用権をもつとともに、その集団の男子成員の子どももその土地の一部を使用する権利をもつ。後者の使用権は世代限定的ではあるが、父系的ないし双系的に継承される性格のものである。そのような土地所有体系のうえに、政治

的階層性が重なる。各母系出自集団が所有する土地に関して最終的な管理権および処分権をもつのは、大酋長である。彼はマーシャルの多くの島じまに分散居住する彼のクラン成員から、それぞれの島にいるリネージの酋長をとおして、「初収穫物」の貢献をうける権利をもつ。また、19世紀末からは、コプラ販売金の一部を徴集している。

2. モートロック、トラック、中央カロリン諸島の土地所有

東はモートロック諸島、西はサタワル島にいたる島社会の土地所有の体系は、伝統的には性質を同じくしてきた。ここでは、その代表例として中央カロリン諸島のサタワル (Satawal) 社会の土地所有の様式を中心に論述することにしよう。

サタワル島は、ヤップ島の東方 1,000 km、トラック諸島の西方 500 km に位置する隆起サンゴ礁の島である。1980年の総人口は492人、島の総面積は 1.2 km² である。1908年には188人が住んでいた [DAMM und SARFERT 1937]。島の主要栽培植物は、島の内陸湿地を開墾した田でつくられるタロイモと島の乾燥地に生育するパンノキとココヤシである。パンノキは、1年のうち4月～9月にかけて実をつけるが、あとの半年は結実しない。そのため、パン果を地中に貯蔵する技術が発達している。

サタワル社会で土地所有の基本的な単位は、エウ・ラー (*yew raa*「木の一本の枝」) とよばれる母系的出自集団である。それは、7～8世代前の女性祖先を共通にする子孫より構成される。また、この集団はより世代深度の深い女性祖先から母系的系譜関係をたどる出自集団 (母系クラン) の分節集団で、社会人類学でいうリネージに相当する。妻方住居様式をとるため、居住集団は母系的拡大家族を構成する。つまり、2～3世代の母系的出自集団の女性成員と彼女たちの夫たち、彼らの子どもと養子たちである。拡大家族の成員はプロス (*pwukos*) とよばれるリネージの屋敷地に、夫婦単位に家屋を建てて住む。この居住集団は15あり、最も大きな家族は12世帯、72人である [須藤 1984]。

サタワル社会は8つのアイナン (*yáyanang*) とよばれる母系クランで構成される。クランは族外婚の単位であり、ランクづけられており、特定の名前をもつ。それらのクランは中央カロリン諸島からトラックにかけての島じまに成員が分散している。クランのランクは、サタワル島へ移住してきた伝承上の歴史的順序に基づいている。8つのクランのうち、3つが高位のランクにあり、「酋長クラン」とよばれている。ほかの5つのクランは、それらより後来の移住者で「平民クラン」とよばれる。各クランのなかで優越リネージの最上世代、最年長男性がクランの酋長の地位につく。彼がクランの土地を最終的に管理し、クランおよびリネージ成員に土地を割り当てる。

三人の酋長クランの酋長は、島内および他島とのあいだでおこる問題を処置する権限をもつ。たとえば、共同漁、外洋カヌーによる航海、島社会の秩序に違反した者への制裁、行政的問題などについて合議のうえ決定する。彼らは漁場や陸の食料資源の利用と規制についても責任をもつ。島の食料が枯渇する時期に、人びとがタロイモ田やココヤシ林へ立ち入ることを一定期間禁止したり、特定の漁場での漁獲を規制する。

サタワル社会で出自集団が所有の対象とする土地の形態は、大きく三つに分けられる。居住地 (*pwukos*)、ココヤシとパンノキのはえる乾燥地 (*pwunék*) とタロイモ田 (*pwéén*) である。プコス (*pwukos*) は整地し、小石をしきつめた空間で、数軒の家屋と一軒の共同炊事小屋が建てられ、その周辺にサツマイモ、バナナなどの畑も付属する。現在、15のプコスがある。プウノク (*pwunék*) は、切り開かれた土地でココヤシやパンノキが植えられた土地である。この土地は322区画に細分化され、マーシャルのワトのように大区画ではない。平均面積が1,000 m²程度で、人びとは島の方々に散在するそれらの土地を利用して食料獲得活動に従事する。プウエーン (*pwéén*) はタロイモ (*Cyrtosperma chamissonis*, *Colocasia esculenta*) を栽培する湿地田で、278に区分されている。

各母系的リニージが保有する土地は、大きく二つのカテゴリーに分けられる。一つは、ラピンファヌ (*rapinú fanú*) とよばれ、リニージが元来から所有しつづけてきた土地である。もう一つは、ファンガトファヌー (*fangetofanú*) で、これは数世代前からリニージに入ってきた土地、ないし贈与された土地である。ここでは、便宜上、前者を「元来の土地」、後者を「贈られた土地」とよぶことにする。表1を参考にしてそれらの土地の割合を検討すると、元来のプウノクは、全土地区画数の322のうちの151区画、つまり46パーセントにあたる。ほかの171区画の土地は、いずれも100年の間にリニージのあいだで贈与され、リニージ間を移動したものである。また、元来のタロイモ田は、総区画数278のうちの85区画、30パーセントである。土地がリニージ間で譲渡される重要な契機は、婚姻、子どもの誕生そして養取である。

婚姻関係が成立すると、夫のリニージは彼の妻に1区画のタロイモ田とココヤシ林を贈る。これらの区画が「贈られた土地」である。それらは結婚を社会的に承認するあかしとしてだけでなく、妻のリニージで生活する夫に食料を提供するためのものと考えられている。夫婦に子どもが産まれると、夫（父親）のリニージは数区画のココヤシ林と数本のパンノキを子どもに贈る。土地の区画数や面積およびパンノキの数は、子どもの人数によって決められる。この土地とパンノキはムォゴヌアファクル (*mwongonú yafakúr*) とよばれ、「リニージの男性成員の子どもの食べもの」の意味で

表1 サタワル社会のリニージ、人口と土地所有

	クラン	リニージ (<i>pwukos</i>)	世帯	人口	土地		タロイモ田		パンノ キ	婚入者 1880~ 1980年	婚出者 1880~ 1980年
					総区画	元来	総区画	元来			
1	Neyaar	Raapiirakirh Neyimwenikat Neyaar	10	32	32	14	18	10	187	74	65
			3	13	11	2	6	2	55		
			2	15	7	4	7	4	91		
			15	60	50	20	31	16	333		
2	Yaanatiw	Yaanatiw Neyan Wenikeyiya	5	45	27	17	25	5	130	43	60
			6	40	28	15	23	14	115		
			1	5	11	5	8	2	22		
			12	90	66	37	56	21	267		
3	Noosomwar	Kaningeirek Faayinen	7	42	32	16	29	6	113	56	42
			12	71	34	8	46	3	?		
			19	113	66	24	75	9	113		
4	Kataman	Yosukunap Wenikeyiya	8	61	29	16	24	7	138	49	42
			2	10	12	7	5	3			
			10	71	41	23	29	10	138		
5	Piik	Nesatikuw	5	20	16	7	11	3	106	22	12
6	Sawen	Faaniyor	3	23	27	15	19	10	96	22	26
7	Sawat	Yapeew Yatirong	5	19	15	7	12	6	151	32	41
			5	39	13	5	17	9	108		
			10	58	28	12	29	15	259		
8	Maasane	Weyisow	13	57	28	13	28	1	142	32	27
計			87 世帯	492 人	322 区画	151 区画	278 区画	85 区画	1454 本	330 人	324 人

註 1) 上の表で「元来」と表記した土地は、リニージが「元来から所有している土地」を意味する。したがって、総区画数と「元来の土地」の区画数との差がリニージ間で「贈与した土地」の数である。

2) リニージの世帯と人口は、屋敷地 (*pwukos*) の居住者数であり、リニージの成員数ではない。

ある。父親のリニージから贈与された財（タロイモ田、ココヤシ林とパンノキ）は、父親を同じくする子どもたち（*yafakur*）が共有するもので、子どもたち（母）のリニージの共有財とは区別される。子どもたち（キョウダイ）は成長し結婚して子どもをもつとそれらの財を自分の子どもに贈与することができる。したがって、母系的リニージの内部には、リニージの元来の財を共有するレベルとは別に、同父キョウダイを核とする土地所有の単位が形成されることになる。

財の贈与をうけた子どもたち（アフアクル）は、彼らの父親のリニージにたいし、ことあるごとに食べものを届けたり、労働力を提供することが義務づけられる。これが行われるのは、たとえば父親のリニージ成員が病気になったり、死亡したり、またそのリニージがカヌー、集会所、家などを建造するときなどである。父親のリニージにたいするアフアクルの貢献は、贈られた財の使用、移譲と深い関係がある。彼らが父親のリニージの期待にそむく行動をした場合、父親のリニージは贈与した財をとり返す権利をもっている。また、アフアクルが贈与された土地を十分に手入れしなかったり、使っていないときにも、父親のリニージはその土地を没収することができる。つまり、あるリニージはリニージの男性成員の子どもに贈与した財にたいし、潜在的な所有権を留保しているのである。アフアクルは前述した義務を父親のリニージにはたしているかぎり、贈与された財を自由に使用し、次世代へと相続させることが可能になる。

各リニージの元来の土地は、リニージの全成員の共有財であるが、その配分、利用、管理などの権利はリニージの首長（*somwoon*）にゆだねられている。リニージ成員は、男性であればココヤシ林とパンノキ、女性であればタロイモ田を、それぞれわり当てられた区画ごとに自由に使用することができる。しかし、現実には、リニージの男性成員の多くは、彼らの妻のもとに住みつづける。彼らは日常的には彼ら自身のリニージの土地を利用することはない。リニージのココヤシ林やパンノキを手入れし、実を収穫するのは彼のリニージに婚入してきた男たち（姉妹や姪たちの夫たち）である。婚入してきた男たちは、妻のリニージの共有財を使用して、妻や彼の子どもたちの食料を獲得するのである。それにたいし、リニージの男性成員は、彼の女性キョウダイの夫たちが、リニージの共有地を正当に使用しているか否かを監督する権利をもつ。もし、姉妹の夫が怠けてココヤシやパンノキの下刈りなどをしないと注意する。婚入してきた男たちは妻のリニージの土地処分には何の権限もなく、ただ使用権のみをもつことになる。

つぎに、三人の酋長が島の食料資源全体にたいしてもつ権利について述べてみよう。

パンノキの実の枯渇期（10月～3月）に島の食料が不足すると、酋長たちは会議し、島の人びとが使用しているタロイモ田やココヤシ林への自由な立ち入りを禁止する。一週間に二日だけ、食料をとってきてよいという風な命令を出す。その日は早朝からお昼のあいだだけ、男性がココヤシの実を、女性がタロイモを収穫することが許される。もし、監視人がそのきまりを無視した人を摘発すると、当事者だけでなく、そのリニージ成員全員が日中の砂浜に長時間座らされるといった体罰をうける。また、無人島での漁撈活動も酋長の許可なく行うことができない。このように、酋長はリニージやキョウダイ単位で所有している生産手段の利用をも、統制する権限をもっている。島の人びとは、パンノキの実の「初収穫物」やココヤシの木からとったヤシ汁の「初採取液」を第一位の酋長に贈ることが義務づけられている。これは、第一位の酋長のクランないしリニージが、この島の草分け筋であり、かつパンノキの実やココヤシの実の豊穰を司どる責任をもっているからである。

これまでに述べたように、サタワル社会における「元来の土地」と「贈られた土地」は、食料資源の利用に関して、それぞれ重要な機能をはたしている。前者はリニージ成員の基本的な食物を支給する土地であり、後者はリニージ人口の増減に対応して食物資源を調整するための土地である。いいかえれば、後者の土地の贈与慣行は、リニージ間の人の移動（婚姻や養取を契機）にともなって生じるリニージの人口増減（子どもの数）に対応して土地を融通する制度である。それは、表1で人口の多いリニージが多くの土地区画を所有ないし使用していることから明らかである。

3. トラック語圏社会の土地所有制度の変異

トラック、モートロック、サタワルのトラック語圏社会では、母系の出自原理によって土地所有の単位となる集団を編成する点で共通している。つまり、土地所有の基本的集団は、母系的出自集団である。そして、妻方居住婚の方式を基本とし、母系集団はその集団の男性成員の子どもにも土地を贈与する慣行もそれら3社会に存在する。しかしながら、その集団の構造や規模においては各社会ごとに変異を示している。ここで、トラックのウマン (Uman) 島、モートロックのサタワン (Satawan) 島と中央カロリンのサタワル島の3社会をとりあげ、現在の土地所有集団の構造について比較検討してみよう。

サタワル社会においては土地所有の単位となる集団は前述したように、アイナン (*yáyinang*) ないしエウ・ラー (*yeew raa*) である。エウ・ラーは生存する最上世代者から数えて7～8世代まえの女性祖先との系譜関係をたどれる母系子孫より構成される。

モートロックのサタワン島は、サタワン環礁の主島であり、10余の無人島を領有する。面積 1.2 km²、人口767人（1980年）である。19世紀末の人口は、400人と推定される [BORTHWICK 1977: 72]。タロイモとパンノキの実を主要栽培植物としている。サタワン社会は、10のアイナン (*ainang*) とよばれる母系クランで構成されている。そのクランは序列化され、政治的および婚姻規制の単位として機能している。土地を所有する基本的集団はエウ・ショウ (*ew show*) とよばれ「一本の枝」を意味し、4～5世代前の女性祖先を始祖とする母系的出自集団（リネージ）である。それはクランの分節集団で、現在34ある。各リネージは、リネージ固有の土地と他のリネージから贈与された土地とを保有する。リネージが所有する元来からの共有地は平均14パーセントで、ほかの土地はリネージ間で贈与・交換したものである。そのほかに、リネージによっては成員が個人的に購入した数区画の土地を所有するものもある [須藤 1985: 897-908]。

トラックのウマン島は、山がちの火山島で、7.5 km² の島に2,298人（1980年）。今世紀初頭の人口は、約1,000人と見積られる [矢内原 1935: 70]。現在、海岸部に集落が形成されているが、1930年ころまで居住地は山の中腹にあった。パンノキの実に主食を依存しており、海岸部の湿地にわずかのタロイモ田を造成している。そのほか、日本統治時代から山の斜面に畑を開墾してタピオカやサツマイモを栽培している。パンノキの実と根菜類だけでは、人びとの食糧をまかなえず、多くの食糧品(米)を購入して主食を補っている。ウマン社会もサタワルやサタワンと同様、アイナン (*ainang*) と称する母系クランが上位の社会集団を編成している。そして、土地所有集団は、アイナンの分節単位であり、エテレケス (*eterekes*) ないしアーイン (*aa'in*) とよばれる。それらの集団は、一人の曾祖母ないし祖母を共有する母系の子孫より構成される。3～4世代間の母系的出自集団、つまりリネージないし出自系統 (*descent line*) が土地所有の単位になっているのである。リネージでも、現在では共有地を所有していないものが多く、共有地をもつ集団でも1～2区画程度である。ほとんどの集団は、ほかのリネージから贈与された土地ないし個人的に購入した土地からの食糧に依存している [須藤 1985: 908-918]。

上記3社会の土地所有集団の規模を比較してみると、まずサタワルのエウ・ラーがもっとも規模が大きいかつ、多くの集団共有財を保有する点で、伝統的な母系的出自集団の構造を保持していることを指摘できる。そして、サタワンのエウ・ショウは、集団規模において、サタワルとトラックの中間に位置する。筆者の調査資料に基づく、今世紀初頭におけるそれら3社会の土地所有集団としての母系的出自集団の構造

および規模は、ほぼ同じ性質のものであった。したがって、現在みられる3社会の集団規模の差異は、ここ80年間のあいだに生じた現象とみなせる。筆者は、目下のところ、土地所有集団の規模の縮小化という傾向を、人口の増加と貨幣経済の浸透の差異に原因しているとみなしている。まず、人口増加の要因から検討してみよう。

トラックのウマンとモートルックのサタワン社会の1937年から1980年にかけての人口増加率は、いずれも2倍を越している（後出の表2）。ウマンは増加率においてはサタワンの2.9倍にたいし2.1倍と低い。しかし、トラックは急峻な山を背後にもつ海岸部に村落が立地しており、食料資源の採取条件および居住環境が劣悪である。したがって、可耕地面積にたいする人口密度の点では、この40年間余の2.1倍というウマンの人口増加率は、サタワンの2.9倍というそれに比べ、実質的には高いといえよう。ウマンに限らずトラック社会では人口増加によって、母系出自集団の男性成員が彼の子どもに土地を贈与するために、集団の共有地（元来からの土地）を分割した結果、出自集団が土地を共有する単位として機能しなくなった〔須藤 1985: 917〕。それに比べ、サタワン社会では、現在においてもエウ・ショウがいくつかの土地区画を共有する単位として機能している。

つぎに、貨幣経済の波及という側面について述べることにしよう。トラックとモートルックでは、今世紀初頭より西欧のコブラ植栽業者やコブラ仲買人の定着によって、現金収入の道がひらけた。また、それらの社会の男性は、ドイツ、日本時代には、ナウルやアンガウルのリン鉱石の採掘人夫として「出稼ぎ」に出て、現金を得ていた。日本・アメリカ統治時代には、トラックの行政中心地で、役人、商店従業者、その他の商業的サービスに従事して俸給者となるものがかなり出現してきた。このような貨幣経済の浸透により、現金を手にした者は、他人の土地を購入し、その土地を「私的所有」したり、彼らの子どもに相続させる傾向が顕著になってきた。と同時に俸給者を中心に、土地を購入した男性のなかには、自分を中心に妻と彼の子どもよりなる *faaminiy*（英語の family）をつくりだすものも出現した。つまり、経済的に自立した男性は、伝統的な母系の出自原理と妻方居住方式に基づく集団構成とは異なる、新たな家族を形成しつつあるのである。この傾向はトラックにおいてここ20年のあいだにとくに顕著になってきた。モートルック社会でも、他人の土地を購入した男性はいるが、彼らは自分の集団共有地を分割することを避けるために、購入した土地を子どもに贈与、相続させている。したがって、モートルック社会では、依然として共有地を軸に集団が編成されており、トラックのように男性が購入した土地に基づいて独立した家族を形成するにはいたっていない。

それら2社会に較べ、サタワル社会では人口増加率も1.5倍と少なく、そして土地区画の半数近くは母系出自集団の共有地となっている。人びとは現在の人口が「食糧の自給をまかなう限度だ」と考えているが、これまでに土地を売買した例は皆無である。したがって、サタワル社会では、エウ・ラーが依然として、土地所有の基本的な単位として機能しており、母系的出自集団の結合基盤となっている。

現在、トラック社会の出自集団は土地および生産手段を共有する単位としては機能していないが、母系出自の観念は人びとのあいだで強く意識されている。その観念は酋長権の継承、個人の社会的地位、婚姻規制、そして母系的出自集団の成員相互の援助など、現実の生活において大きな意義をもっている。そして、トラック社会の母系意識は、最近アイナン（クラン）成員の再統合化へ向けて強化される傾向にある。その一つがクランの集会所の建設である。アイナン統合のシンボルとしての意味をもつその建設にさいし、酋長をはじめクランの有力者がクラン成員に資金の提供を求める。この要請に呼応して多くの成員は積極的に現金を出し、ほかのクランの集会所より、大きく、立派なものを建てることを誇りとしている。もう一つは、アイナンから知事、連邦議会および州議会の議員を選出しようという動きである。これは、選挙のさいにクラン成員が団結することを主目的としており、成員はクランのリーダーの指示に従う。このように、トラック社会においては、生産手段を共有する母系的出自集団の規模が縮小化したにもかかわらず、母系出自の観念的結合は依然として人びとの行動のなかにみとることができるのである。

以上のことから、サタワル、サタワン、トラックの3社会は、今世紀初頭まで、母系的出自集団が土地を共有する基本的単位になっていた。しかし、人口増加と貨幣経済の進行にともない、土地の細分化、共有地の消失、さらには土地の購入による私有化という方向に、土地所有様式を変化させてきた。この変化のなかで、現在サタワル社会がもっとも伝統的様式を保持している社会と位置づけることができる。そして、サタワン社会が中間の段階、トラック社会はその様式を失ないつつある社会とみなせる。したがって、それらの事例は、母系的出自集団の土地共有制の崩壊過程を段階的に示している点で、ミクロネシアの土地所有様式の通時的研究に一つのモデルを提供してくれる。

Ⅲ. パラオ社会の土地所有

パラオ (Palau) 諸島は200余の島からなり、8つの島に人が居住する。総面積 370

km²、総人口 12,116 人を数えるが、その65パーセント (8,100 人) の人びとが暫定首都コロール (Koror) 島に住んでいる (1980年)。そして、コロール居住者の就労者人口は2,840人である [REPUBLIC OF PALAU 1985]。パラオの人口は、ウイリソン船長の来島時 (1783年) には40,000人と推算されている。西欧人との接触時(1800年頃)の人口について、クレーマーは1910年の調査によって居住村と廃村の数から20,000~25,000人と推定している [KRÄMER 1929: 292]。ドイツ統治時代 (1901年) の人口は、3,748人と報告されている [矢内原 1935: 69]。

パラオで最大の島、バベルサオプ (Babelthaop) 島は周囲を広い掘礁で囲まれた火山島である。280 km² の面積をもち、4,520 人が住んでいる (1980年)。島の主要栽培植物はタロイモで、パンノキの実も補完的作物となってきた。しかし、日本統治時代より、タピオカ、サツマイモの栽培が導入され今日にいたっている。

バベルサオプ島は、10の政治区 (州)、70村よりなる。村は伝統的には、10の序列のある親族組織 (集団) で構成される。その集団はカプリール (*kebliil*) とかつルンガルク (*telungalek*) とよばれる。それらの親族集団から輩出される酋長たちが「村議会」(*klobak*) を組織し、村の政治を運営する。そのうち、上位4つの親族集団の酋長たちが実質的な村の指導者の地位につく。

カプリールおよびツルンガルクのことで指示される親族集団は、原則としては母系出自に基づいて編成されるが、父方一母方オジ方居住様式とあいまって社会的コンテクストにおいて多様性を示す。杉浦はカプリールを五つのカテゴリーに分けている。1) 他村にいる血縁関係者をも含む集団、2) 同一村落内で政治的に連合する複数の親族集団、3) 母系出自だけでなく外来者や捕虜の子孫もくみ入れた集団、4) 養子や男子成員の子どもも含む「母系的」親族集団、そして、5) 純粋な母系系譜をたどる出自集団である [杉浦 1944: 203-205]。他方で、杉浦はツルンガルクを「父系家族集団」と規定している [杉浦 1944: 233]。このように規模や集団編成の方式に差異をみせるカプリールに関して、Force はそれを基本的には sib であるが、extended family, lineage, subsib, sib, さらには super sib を指す場合もあると述べている [FORCE and FORCE 1972: 46]。それにたいし、ツルンガルクは nuclear family から sib にいたる親族集団を指す [FORCE and FORCE 1972: 51] とし、それら二つの集団の構成規模に差異を認めている。また、南部の村を調査した Barnett と Smith は、カプリールを clan、ツルンガルクを matrilineage と規定している [BARNETT 1949: 22, SMITH 1983: 41-54]。ただし、Barnett はツルンガルクを母系リネージとみながらも、厳密な意味で母系出自が貫徹していないことを示唆し

ている。

ここで、多義性をもつカブリールの構成例を杉浦の資料に依拠して考察してみよう [杉浦 1944: 208-213]。バベルサオブ島北部のカボクド部落のエレエドク (Ngerechedok) カブリールは、第一位にランクされる親族集団である。成員は8軒の家 (屋敷) に分住し、その屋敷に付随する土地 (タロイモ田, 畑, ココヤシ林など) を使用して生活している。8人の戸主と彼らのカブリールへの所属関係をみると、母系出自に基づくもの5人, 父との親子関係によるもの1人, そして男性成員の養子となるものが2人である。2人の養子のうち, 1人は養父の死後, 彼の母の村 (カブリール) に帰る予定者であるが, 他の1人は養父の死後も養父の家・屋敷を相続し, 養父のカブリールの「成員」となって居住し続けている。この例からも, 村落生活の基本的社会集団となるカブリールの構成員には, その男性成員の2人の子孫 (実子と養子) がくみこまれていることがわかる。このような傾向は1930年代以降のパラオ社会には一般的であったようである。杉浦は「氏族 (カブリール) 長の息子が氏族員となって父の氏族を継ぐことはかなり多い」としながらも, 父のカブリールの土地に住み続け, その成員となった男性は, 父の酋長位を継承する権利はなく, その他の地位, 特権, 儀礼への参加などにおいて「正成員」とは区別されると報告している [杉浦 1944: 210-211]。

うえの事例からうかがえるように, パラオ北部のカブリールは, 父方一母方オジ方居住と母系出自の方式とが重なり合い, 親族集団の構成に柔軟な側面を見せている。カブリールの基本的性質は, 一人の女性祖先と禁忌魚を共有し, 特定の名称をもち, 外婚規制をともなう出自集団である。各カブリールは, その始祖が移住してきて住みつき, 開拓した村に根拠地 (宗家の家・屋敷) をおき, 同じ名称をもつカブリールが複数の村に分節化することはない。それは, 母系的系譜関係をたどって他村のカブリールと連合する組織体ではなく, 始祖が住みついた村において完結する地縁的な親族集団である。カブリールの始祖への系譜は8~10世代さかのぼる。そして, その出自集団は, 最上世代, 最年長の男性と女性によって統轄され, 彼らが宗家筋の家に住み, 田・畑その他の財産を管理し, その関係者に使用権を配分する。しかし, 実際にカブリールの土地を使用するのは, 父方居住様式をとるためカブリールの男性成員とその妻, 彼らの息子たちとそれらの妻および孫たちである。カブリールの女性成員は婚出する。つまり, カブリールの男性成員を中心に父系拡大家族の成員が, カブリールの本拠地の家に居住し, その家に属する土地を使用する。

この父系拡大家族は, カブリールの成員である男性 (戸主) の死亡によって, 通常

は消滅する。男性が死亡するとその妻は子どもをひきつれて彼女のカブリールの本拠地の村へ帰る。このとき、男性のカブリールは、その女性（妻）が男性の家のために尽くしてくれたということで、彼女への謝礼および子どもたちの養育費としてパラオの伝統的貨幣 (*udoudo*) や現金を贈る。その貨幣がない場合には、土地を分与することもある。しかし、子どもの立場から見て、母の村に空屋敷がない場合とか、父のカブリールに後継者がいないときには、父の勧めによって、父の家に居住し続け、父の財産を相続することになる。

パラオの親族認知の民俗概念に、オッセル (*ochell*) とウレツェル (*ulechell*) の二つのカテゴリーがある。オッセルはカブリールの女性成員の子どもをさし、出生によってその集団の第一次成員の資格をもつ人びとを意味する。それに対し、ウレツェルはカブリールの男性成員の子どもで、その集団の二次的ないし条件つき成員の資格を有する人びとである。これは、父と子の二世代間の血縁関係を指示する。この二つのカテゴリーでは、オッセルの方が財産の相続や処分に関して絶対的権利を主張できる。

ここで、オッセルとウレツェルの二語が示す親族集団への帰属様式を念頭におき、カブリールとツルンガルクの親族集団の性格について検討してみよう。筆者の調査したバベルサオプ南部のマルキョク州の人びとは、ツルンガルクを「本当のキョウダイとその子ども」とか、「本拠地の家に住む祖母の女の系統」と、定義づけている。そのうち、この村の第一位のランクにあるWカブリールの系図を作り、ツルンガルクの成員を確認すると、人びとは生存する最上世代の女性から女系の出自関係をたどる人びとの名前をあげる。Wカブリールには7軒の家屋敷があり、1軒を「本家」とし、他の6軒はそこからの「分家」である（本家、分家は日本語を話せるインフォーマントが使用した用語である）。それら6軒の分家のなかには、6世代前にパラオ南西離島のトビ島から移住してきて、Wカブリールの男性と結婚したトビ出身の女性の女系子孫がふくまれる。現在では、家単位にタロイモ田、畑、ココヤシ林など土地を所有している。この分節化した時期は、新しいもので本家の現戸主の5世代以前である。なお、本家の初代の祖先までは、18代の系譜が語りつがれてきている。

このようにみえてくると、Wカブリールの場合は、その中に6つの分節的親族集団を包摂している。そして、ツルンガルクは、カブリールの分節集団の3～4世代間の女系成員を指示する概念とみることができる。しかし、ツルンガルクの結節点は生存する最上世代の女性を共有する女系子孫であり、ツルンガルクが固定的、離散的な集団を構成する性質のものではないようである。したがって、ツルンガルクをSmithのように、*matrilineage* と規定することには同意しかねるし、また杉浦の父系家族集団

とみなすことにも首肯できない。筆者は、ツルンガルクを「母系的出自系統 (matrilineal descent line)」とここでは定義しておきたい。いずれにせよ、パラオのカブリールは、母系的出自をその集団編成の原理としながらも、移住者やその他の契機で非母系成員を組みこみ、またその男性成員の子どもにも条件つきで成員権を付与する出自集団といえよう。いいかえるならば、オッセル (母—子) 関係を軸に、各世代において一世代に限り、ウレツェル (父—子) 関係にある子孫をもくみこむ、「母系的出自集団」とみなすことができる。

つぎに、パラオ社会の土地所有について述べることにしよう。土地は伝統的には利用主体に基づいて二つのカテゴリーに分けられる。「部落有地」(*chutum belu*) と「氏族有地」(*chutum blai*) である [杉浦 1944: 181-184]。部落有地は道路や集会所などの敷地、広場、内陸の山林・原野と海岸部のマングローブ湿地である。氏族有地は屋敷地、タロイモ田、海岸部や丘陵地帯のココヤシ、パンノキ以外の樹木が成育する土地である。氏族有地と分類される土地は伝統的にはカブリールの「共有地」であり、その実際の使用権はツルンガルクに委譲されている [杉浦 1944; SMITH 1977]。ツルンガルクの最上世代、最年長の女性は、タロイモ田の使用権を女性成員や男性成員の配偶者たちに配分する。その他の土地はツルンガルクの最上世代の男性 (戸主) によって、男性成員や息子たちに割り当てられる。それら土地の相続は、多くの場合母系的に行われる。ただし、前述したように、カブリールに後継者がいない場合は、父から息子へと相続される場合もある。このさいには、カブリールないしツルンガルクの成員の了解が必要である。

パラオ社会の土地は、伝統的にはカブリールが所有単位となり、その使用権は石積みの土台の上に建つ家 (*blai*) および屋敷地に付属するものと考えられてきた。そして、土地使用の単位となる家は、村で一定の数に限定されていた。したがって、その家に住むカブリールの男性・女性成員が、家つきのあらゆる食料資源の管理と処分に最終的な権利を保持してきた。しかし、ドイツ時代のココヤシ植栽地の個人的所有とその父系相続という土地政策や貨幣経済の波及による土地の売買、1920年代からの山腹地域から海岸部への住居の移動や、1933年の南洋庁統治時代の土地台帳の作成などの要因によって伝統的な土地所有の様式も変化を見せてきている。とくに、住居の移動によって、個人が自由に家を建てるのが許され、それまでの石積みの土台の上に建てられた家が、食料資源の保有の単位であるという観念がうすれてきた。他人の土地を購入して、男性成員が個人単位に居住するという傾向が増加してきた。また、土地台帳には、その当時のカブリールの有力男性 (酋長など) の名前を登記したため、登記

者の死後において土地の相続をめぐる紛争が起きてきている。このような土地の所有様式の変化をマルキョク村の資料をもとに Smith は、つぎのようにまとめている。

- 1) 土地に対する使用権は母方の家にあり、かつ母系的に相続する方式から、父の家の土地を所有ないし使用する権利を獲得する可能性が開け、
- 2) ツルンガルクが独自に土地を所有することも許され、そして
- 3) ある土地は個人的に所有される [SMITH 1977: 157-158]。

この変化のうち、1)、2) は、前述した杉浦の資料や筆者の調査資料からも、今世紀初頭からみられるが、3) に関しては、ここ30年間のあいだに生じた現象である。それは、居住地の移動にあいまって、現金を手に入れた男性が自分のカブリアル土地ではなく、他人の土地を購入し、そこに家を建てて居住するようになったからである。そして、購入した土地は購入者個人の所有となり、彼の子どもに相続させることが可能である¹⁾。

IV. ポナペ社会の土地所有

ポナペ (Ponape) 島は 375 km² の面積をもつ火山島で、1980年の人口は20,341人を数える。白人との直接接合が始まる 1840 年代の人口は、約8,000人と報告されている [SHINEBERG 1971: 183]。ポナペの主要な栽培植物は、パンノキとヤムイモである。

1) ウリシー (Ulithi) はヤップ北東 100 km に位置し、30余の島、総面積 4.6 km² の環礁である。現在 4 島に人が居住し、人口710人 (1980年) を数える。1904年には797人が住んでいたとの報告がある [LESSA 1950: 24]。タロイモとパンノキが主要栽培植物である。ウリシー社会は、ハイラン (*hailang*) とよばれる母系クランで構成され、土地所有の基本的単位は、その分節集団、母系リニージである。各リニージは、本拠地となるブガタ (*bugata*) とよばれる居住区 (屋敷地) をもち、家屋は石積み土台 (*daif*) の上に建てられる。とくに、リニージの首長の家は、「リニージの中核の家」とみなされている。モグモグ (Mogmog) 島には、そのようなリニージが6つある [牛島 1983: 76]。夫 (父) 方居住方式のため、リニージ成員は分散し、ブガタは多くの非リニージ成員によって占められる。しかし、男性成員のなかで首長になるものは、「リニージの家」に移り住み、リニージの所有地 (*bugatel hailang*) である、ココヤシ林、パンノキ、タロイモ田の使用権を成員に割り当て管理し、また処分をたいして最終的権利をもつ [LESSA 1950: 56]。

それらは母系的に相続されることを原則とする。つまり、居住地、ココヤシ、パンノキの生えている土地は、母方オジから姉妹の息子へ、タロイモ田は母から娘へである。ただ、子どもたちは父が生きているあいだ、父のリニージの土地を使用する権利を保持する。その使用権は、父のリニージ成員人口の減少ないし絶滅という場合には、父-子関係で継承される。ここ数十年間に使用権だけでなく、土地そのものが父-子関係に基づいて相続される例が多くみられる。ただし、父から相続した土地の使用者は、父のリニージ成員の葬儀のさいに、貴重品 (ベッコウ製品、腰布など) を献納する義務があり、その義務の行使によって土地の継続使用の権利が確認される [牛島 1983: 78]。このように、ウリシー社会の土地は母系出自集団によって所有されるが、父方居住方式のため、実際に土地を使用する単位は父系大家族である。

ポナベ社会は5つの村(藩, *tribe*)ないし首長国(*wehi*)に分かれ、それぞれが独立した政治単位である。各首長国はナンマルキ(*Nahnmwarki*)とナーニケン(*Nahnken*)とよばれる2系統の酋長によって統治されてきた[FISCHER 1957; RIESENBERG 1967; SHIMIZU 1987]。それらの酋長位は、それぞれ2系統の位階制度の最上位の称号でもある。政治的に有力な系統はナンマルキ(酋長ないし王)で、伝統的には彼が彼の首長国の海岸や土地の名目上の所有者であった。首長国にはいくつかの部落(*kousapw*)があり、そこを統治するのが上位の位階の称号を保持する親族集団の酋(族)長で、その特権はナンマルキから授与された。そして、各部落は幾つかの母系的な親族集団(*keinek*)によって構成される。この親族集団の成員は、パンノキの実やヤムイモの初収穫物を、土地の名義的所有者であるナンマルキに貢納することを義務づけられている。

ポナベ社会は、18ないし19の母系的出自集団ショウ(*sou*)によって構成されている。その集団は、さらにケイムウ(*keimw*)、ケイネク(*keinek*)とよばれる出自集団に分節化している。ショウ、ケイムウ、ケイネクは、それぞれ *clan*, *subclan*, *lineage* の用語で捉えられている。ショウ(*clan*)は非地縁的であるが、1人の女性先祖を共有すると信じられており、特定の名称をもち、トーテム神と関係する出自集団である[杉浦 1944: 289; PETERSEN 1982; MAURICIO 1987]。クラン成員は全島に分散しており団体的活動を行う集団を構成しない。ただ、クランは外婚単位として機能している。それらのクランは序列化された下位クラン(ケイムウ)に分節化している。このケイムウがカマチップとよばれる儀礼を催し物品をナンマルキに献上して称号を獲得するうえで重要な単位となる。それは個々の名前をもっており、始祖から5~6世代の系譜深度を数える集団である。その成員は複数の部落に分散しており、相互に系譜関係を明確に認知することができない。そして、リニージ(ケイネク)は母系的な親族集団であり、地縁的で伝統的には土地所有の単位となっていた。この集団が人びとの村落生活において重要な社会・政治的集団を構成する。ケイネクは、母系的な出自原理に基づいて編成されるが、その男性成員の子ども(*ipwipw*)や孫(*wahn mwahng*)なども「準成員」として組み入れる可塑性のある出自集団である[杉浦 1944: 295-296; 清水 1985: 21-22]。

伝統的には、ナンマルキの名目的所有とされてきた首長国の土地は、開墾地ないし耕作地(*nansapw*)と未開墾地ないし山林原野(*nanwel*)とに分けられる。耕作地は、タロイモ田、パンノキやヤムイモを栽培する畑である。ナンマルキは、首長国の上位の位階をもつクランの族長(*sohpeidi*)に部落(*kousapw*)を割りあてた。その族長は、部

落の土地を同系のリニージ成員に分配した。そのため、部落は多数の土地区画 (*sapw*) に細分化され、その1区画はパリエンシャップ (*paliensapw*) とよばれた。これが1筆の土地に相当する [矢内原 1935: 231]。この1筆ごとの土地は、実質的にはケイネク (母系的リニージ) によって「所有」され、使用された。

リニージの土地を実際に利用するのは、部落に居住するリニージ成員である。このリニージ成員を中心に構成される居住集団つまり家族集団はペナイナイ (*peneinsi*) とよばれる。ペナイナイの構成は、居住様式によって規定される。19世紀から今世紀初頭にかけてのポナベ社会の居住規定は、かなり柔軟性に富んでいたようである。南洋庁の調査資料によると、夫婦は結婚後、妻方に住むのを原則としていたが、夫方居住もかなり認められていた。それは夫婦の家 (リニージ) の格式 (位階) および、経済的状况 (土地の多寡) によって決められていた。たとえば、夫側の家が高い格式であったり、裕福であると夫方居住になった [南洋庁 1933]。これは、位階の高いリニージの男子成員、つまり酋長クラスのみならず、夫方居住に基づく父系的な大家族が構成されていたことをものがたっている。そして、土地の相続に関しても、結婚すると「女の方の親」が新夫婦に土地を分けあたえるのが一般的であるが、「男の方の家」が裕福である場合には男が親から土地を譲り受けて所有することもあった [南洋庁 1926]。

1830年代にポナベで生活した O'Connell によると、家屋敷をはじめ土地は親から長男に譲られ、長男と一緒に居住する弟たち、親戚や従者に土地を分け与えた。彼は父方の大きな家に住み、従者を従え、大土地所有者になると一村を自分のものにしてきたとのことである [O'CONNELL 1972: 127]。「長男相続」という点を別にすれば、この報告からも、相続や居住の方式において、大土地所有者、つまり酋長クラスにおいては、父方優先に大家族が形成されていたことがうかがえる。19世紀から20世紀初頭 (ドイツの土地改革前) のポナベの土地所有について、杉浦はペナイナイを、社会生活の単位として実質的に重要な役割をもち、家屋を一つにし、その家屋に属する土地を利用して生活する「父系家族集団」と規定している [杉浦 1944: 298]。この父系家族集団は、戸主とその妻、その息子およびその妻、ならびにその子 (孫) より構成される。そして、父方居住による父系大家族が土地使用の基本単位であるが、「位階称号、土地等重要な社会的地位、権力、財産は母系の線に添うて継承、相続された」 [杉浦 1944: 292]。

うえでみたように、白人との接触前後のポナベ社会は、母系的出自集団 (ケイネク) が土地所有の単位で、母方 (妻方) 居住、母系的相続を原則としながらも、父方居住、

父系的な相続もかなり行われていたことが認められる。とくに、位階の高い酋長階層においては戸主（酋長）を軸に父系的拡大家族を形成し、戸主から息子への土地相続が実施されていたようである。このようにポナベ社会における集団への帰属、社会的地位、位階および酋長権の継承は母系の原理で貫徹しつつも、居住様式や土地相続の方式においてはかなり可塑性に富んだものであったことを指摘できる。それは、19世紀前半においても、人口が現在の40パーセントに満たない点、広大な未開墾地の存在、豊富な食料資源と土地の高生産性という条件を加味すれば、ポナベの社会組織の特質とも見なせる [PETERSEN 1982: 133-134]。さらに、親族集団の編成にみられる柔軟性は、1850年代にヨーロッパからもちこまれた天然痘による人口の減少が拍車をかけ、出自集団の「正当な後継者の不足という事態を解消するための方策」として定着したとも考えられる。

流動的な社会組織が顕現化していたポナベ社会で、ドイツ政庁は1912年に土地改革を実施した。その土地改革は、ポナベ島の男性労働力の徴集とココヤシの植栽によるコプラ生産の促進という植民地の経済開発を目的としていた。政庁は島民占有地の境界を設定し、その占有地に「私有財産権」を認定する「地券」を交付した。人びとが実際に使用していた土地を私有地の範囲ときめ、全島を109のカウシャプ（部落ないし字）に分け、さらに909のパリエンシャプ（区画ないし筆）に分割し、筆ごとに地券を発行した [松岡 1943: 322-333]。地券の交付は成人男子の申告に基づいていた。この地券の発行にともない、土地は地券名義人の個人所有となり、長男子に一括して相続されることが最優先された。土地の割り当てがない男性は山林原野を開墾して自分の耕地とした [杉浦 1944; FISCHER 1957; McGRATH and WILSON 1971]。1912年の段階で、母系リネージ（ケイネク）所有の土地は、一応その集団の男性成員の「個人所有地」となったのである。この地券の性格について、当時のポナベの人びとがどこまで理解していたか疑問である。一部では反乱があったものの、その後土地改革は大きな反対や抵抗もなく進行した。

日本統治時代、南洋庁はドイツの土地改革を受けつぎ、その枠内で土地の測量調査を実施し、土地台帳を作成した。南洋庁はポナベ人有地には干渉せず、山林原野を開墾する日本人の入植者のための土地利用に重点をおいた。ただし、地券名義人の死亡にともない、地券の有効性や登記された土地に関する係争問題が生じた場合には、法院（裁判所）が調停にのりだしていた。この土地係争は、アメリカ統治時代になっても頻発している（この点に関しては本書の中山論文参照）。しかしながら、ドイツ政庁の土地改革以降、ポナベ社会には土地の父系相続制が定着してきたし、また父方居

住様式が卓越してきている。この相続方式がポナペ社会に制度として確立した背景には、前述した19世紀から今世紀初頭における父一息子関係の土地相続様式が存在があったことも大きな要因である。ドイツ政庁は、トラックにおいても同様な土地改革を試みた。しかし、トラックの人びとはその政策を表面的には受諾したが、実際には母系相続の方式を実施していた。そのために、トラック社会では父系相続が卓越することとはなかった。

V. ヤップ、フェイス社会の土地所有

1. ヤップ社会の土地所有

ヤップ(Yap)島は4つの島からなる陸島で、総面積98 km²である。1980年の人口は5,196人であるが、白人との接触前(19世紀前半)には、最高50,000人、少なくとも25,000~35,000人が住んでいたと推定される [MARKSBURY 1979: 30]。スペイン統治時代の人口調査によると7,808人(1899年)で、それ以降人口が減り、1946年のアメリカ海軍省の調査では2,582人に落ちこんだ。1950年代からは人口が増加し、1987年には6,592人まで回復した [YAP STATE 1987]。ヤップ社会におけるここ150年間の人口の極端な減少と最近の回復傾向という現象は、伝統的土地所有制度のうえに大きな影響をおよぼしている。

ヤップは10の政治地区、129村よりなる。村(*binaew*)は五階級に序列化された政治単位である。そして、村は土地およびその他の資源を所有する「親族集団」で構成される。その「親族集団」は、タビナウ(*tabinaw*, 「一つの土地」)とよばれる屋敷を軸に編成される。タビナウは固有の名前をもつが、その名称は家(主屋)の土台となる六角形の石積みの基壇(ダイフ, *dayif*)に由来する。したがって、ヤップの社会集団の基本的単位は、ダイフを基盤にしているのである。タビナウへの帰属は原則として、父一子関係が優先されるため、その集団構成は男(父)系的な親族集団の形態をとる。しかし、タビナウということばは、厳密には生産手段および個人の社会的地位が付随する屋敷そのものを指すもので、社会集団を指示するものではない。ヤップの人びとは、「タビナウに帰属する人」というときには、*girdien ea tabinaw*「タビナウ(土地)の人」と表現する。そのため、このタビナウの定義をめぐる多くの議論が展開されてきている [MAHONEY 1958; SCHNEIDER 1962, 1974; LINGENFELTER 1975; LABBY 1976; MARKSBURY 1979; 牛島 1987]²⁾。

タビナウに実際に居住してそれに属す土地・資源を利用するのは、父系的大家族

である。それは、タビナウに権利のある一人の男性と彼の息子や孫たちと、彼らの妻たちおよび未婚の子女などで構成される。家族成員は、年長性の身分階層制に基づいてタビナウに建てられた家に住む。つまり、タビナウをめぐる編成される親族集団は、ダイフを所有する最上世代・最年長の男性を軸に男系的系譜関係者とその配偶者によって家族が形成されるのである。したがって、筆者は土地所有集団としてのタビナウを男（父）系的出自集団（リニージ）と規定する。

伝統的なタビナウは、ダイフの上に建てられる家（主屋）、未婚の子女が寝る家、月経小屋と炊事小屋など数棟の建物群よりなる。そして、あらゆる食糧資源と個人の社会的地位は、タビナウの名前が由来するダイフに結びついている。ヤップ社会で重要な生産手段は、タロイモ田 (*maut*)、ヤムイモ畑 (*milay*)、ココヤシ林 (*niw*)、森林 (*egaragar*)、山地の原野 (*tayid*)、礁湖の漁場 (*daay*) や石干見 (*ech*) であり、それらはセットとしてダイフに付属する。そして、地区の酋長、村長、長老会議の成員や村役、共同漁の漁撈長、呪術者など、あらゆる伝統的職能も特定のダイフに固定している。したがって、ダイフは独立した食糧資源の所有単位であると同時に、村内での個人の地位をも規定する性質のものである。実際の社会生活においては、それぞれのダイフ（タビナウ）に住む最上世代の男性であるマタン (*matam*) が「タビナウの長」となり、それに付属する資源を所有・管理し、社会的特権を掌握することになる。ヤップの人びとは、人とタビナウのこのような関係を、「人間が偉い（村長になる）のではなく、タビナウに力がある」と考えている。

タビナウは、伝統的に父系・長男相続 (*yuuw*) を原則としている。この相続様式は、ヤップ社会の命名法と密接に関係する。子どもには、祖先や上位世代者の名前をつける習慣があり、今日でも行われている。タビナウ長は、タビナウないし土地を所有していた祖先、たとえば父の父、父の父の兄弟などの名前を息子やその息子につける。これは名前をつけられた子どもが、同名の上位世代者が所有している、ないしはしていた財産を将来において相続することを「予約」する慣習である。しかし、命名され

2) ヤップのタビナウの定義には、*patrilineage* ないし *patri-extended family* [SCHNEIDER 1962], 政治・経済的単位としては *patriclan*, 血縁の親族集団としては *patrilineage*, そして生活単位としては *household* [LINGENFELTER 1975], 他方で土地所有の単位 [MAHONEY 1958], 出自集団ではなく「私有地」(*estate*) ないし「土地つきの社会階級」(*landed estate*) [LABBY 1976] などがある。タビナウはその基壇 (*dayif*) に、あらゆる食糧資源、社会的・政治的地位や職能、祖先霊などが、セットとして付随しており、社会生活の異なるレベルにおいて機能するため、上述のように多様な概念で規定されるのである。Schneider は、彼の教え子である Labby の調査資料に依拠してタビナウを再分析し、個人が複数のタビナウに同時に帰属するので出自集団ではなく、またタビナウが多面的機能をはたす性格であることから、翻訳不可能で、「タビナウはタビナウである」と結論づけている [SCHNEIDER 1974]。

たとしても、長男が父（マタン）に従順でなかったり、父の老後の世話を見なかった場合には、次男以下の男子がタビナウを継ぐこともある。これはタビナウの相続が息子の父親にたいする義務の遂行を条件にしていることを意味する。

息子が複数の場合、長男が父のダイフを相続し、それ以外に相続可能なダイフがないときには、次男以下の息子はほかのタビナウに養子に出るか、父のダイフの近くに新たなダイフをつくり、父のタビナウに余裕があれば父から食糧資源を分割してもらい、タビナウを創設する [LABBY 1976: 16-17]。しかし、新しいタビナウ居住者は自律的集団として独立し、新旧のタビナウに住む人びとが団体的活動を営むことはなく、両者の系譜関係は数世代経つと忘れられる [牛島 1987: 55]。このようなタビナウの分裂と系譜関係の不連続という性質を考慮すると、タビナウに基づく親族集団は、父祖を共有する分節的出自集団ではあるが、世代限定的な父系的リニージとして捉えられよう。

つぎに、女性とタビナウの帰属（相続）関係を検討してみよう。娘たちは婚出して子どもを産むと、父から小区画のタロイモ田かヤムイモ畑を分与され、それらを相続する権利をもつ。それらの土地は、彼女の子どもの財産に組み入れられる。これは子どもが、父のダイフつきの財産のほかに、母方からも土地区画を相続することを意味している。そして、父-娘の関係をとおして相続される小区画の土地は、ダイフから切り離されたものとみなされる。また、タビナウを継ぐべき息子がいない場合には、娘がいれば彼女がそれを相続し、彼女の夫がそのタビナウの資源を管理しダイフに付属する職能につく権利をもつ。そして、そのタビナウはそれ以降父系的に相続される。ヤップ社会には、父-子関係だけでなく土地ないしタビナウを個人的人間関係によって相続する伝統的方式がある。それは、個人が老人にたいして日頃から食物や日用品を贈ったり、病気の世話をしたことによって、老人の死後、彼の財産の一部を相続するものである。もし、老人に実子や養子がいない場合には、老人が所有するタビナウの全財産を継ぐ可能性もある。イル・エ・マガル (*yil e magar*) とよばれるこの相続は、非親族関係者のあいだでも行われる。それらの相続方法によって、ヤップ社会の土地は、個々のダイフにセットとして固定しているものと、ダイフから切り離されたものがある。

うえてみたように、タビナウの伝統的相続・継承法においては、父系・長男のラインを最優先しているが、現実にはかなりの柔軟性のある相続方式をとっていたようである。そして、今世紀初頭からの人口の減少によって、今日では伝統的原則が大幅に崩れてきている。牛島の1970年代の調査資料によると、ファニフ管区、ラン村には空

屋敷を含め、50のタビナウ（ダイフ）がある。そのうち、ラン村の住人が保有する40のタビナウの相続様式を検討してみると、父系的に相続されたものが12例、婚入した女性をとおしたものが11例、婚出した女性の夫から11例、イル・エ・マガル4例、その他2例となっている【牛島 1987: 72】。この事例で、伝統的な相続の原則に従うのは30パーセントである。そして、現在、人が居住するダイフは5つにすぎず、無住のダイフが大半をしめる。

その状況は、極端な人口の減少によってもたらされたのである。そのために、一人の男性が、17のダイフ（タビナウ）を相続・所有している例もある。最近では、若年人口の増加にともない、無住ダイフに相続予定者をはりつけている。無住ダイフの所有・管理者は、前述した命名法の慣習にのっとり、そのダイフに住んでいた所有者（男性祖先）の名前を彼の息子たちやそれらの息子たちにつけている。彼らが40～50歳代のプムオン（*pumoon* 「一人前の男」）になってから、その財を相続させるためである。この方策を実行している長老は、自分の責任となっている無住ダイフを、できるだけ男系的に相続させようと強く意識している。それに対応するかのようになり、若い父親は彼の息子に祖父と一緒に住み、彼のいっつけや知識を習うように勧めている。それは、子どもたちが父方祖父が現有している無住ダイフに付属する財産と社会的地位の相続・継承の権利を得られるようにするためである。このような傾向は、ラン村だけでなく現在のヤップ社会に共通してみられる。してみると、今後のヤップ社会は、無住ダイフを所有している長老（男性）を祖とする男系的出自集団が伝統的方式に基づいて再編成される可能性が予想される。

ヤップ社会には、屋敷（土地）を軸に編成される世代限定的な父系リネージとともに、ガノン（*gaanang*）とよばれる母系出自集団が存在する。ガノンは想定上の女祖を共有する単系出自集団で、トーテムと関連する固有の名称をもつ。個人は出生によって、母―子関係をとおしてガノンに帰属する。その成員はヤップ全島に分散しており、相互に系譜関係を確認できない。したがって、ガノンを母系クランと規定できよう。現在、40余のガノンの存在が認められている【MARKSBURY 1979: 68】。それらの母系クランは、序列のない平等な関係にあり、外婚単位となっている。クラン成員は、儀礼的交換や死者儀礼のさいに経済的援助をしあう。また、クランは祖先が生れたといわれる、特定の土地ないし聖地（*taliw*）に結びついており、クラン成員である宗教的職能者はその聖地で宗教的儀礼を行ったり、供物をささげて豊饒や豊漁を祈願する。このように、母系クランは、現在のヤップの人びとの生活において、社会・経済的および宗教的分野で機能する親族組織である。

父系リネージと母系クランの併存という現象は、ヤップの社会組織の枠組および歴史的变化を理解するうえで興味深い問題である。最近、ヤップ研究者のあいだから、元来のヤップの社会組織は、母系出自・母方居住方式に基づいて編成されていたが、人口増加に対処するために父系的出自・父方居住の体制に変化したという仮説が提示されている [LABBY 1976; 牛島 1987]。それを裏づける主な要因として、白人との接触前の人口規模 (最高 50,000 人)、焼畑によるヤムイモ栽培から灌漑設備を整えたタロイモ栽培への変化があげられる。この農耕の変化にともなう社会・経済的形態の再編成の過程はつぎのように説明される [LABBY 1976: 117-123; 牛島 1987: 113-118]。

ヤップ社会の食料生産は伝統的に女性の仕事であり、山地や丘陵地帯での粗放的ヤムイモ栽培には、多くの労働投下を必要とし、労働力を確保するために母系・母処婚に基づく親族集団が形成された。そして、人口増加が進行するにつれ焼畑を繰り返したために土地の地力が低下し、人口を支持する食料の獲得が不可能になった。それで、低地やマングローブ湿地を開墾して集約的タロイモ耕作に移行した。その開墾作業には多大な労働力を要するが、造成後の水田でのタロイモ栽培は、少人数の労働力と単純な技術で食料獲得を可能にした。したがって、ヤムイモ栽培における母系的出自集団を核とする土地利用の単位は、縮小化・細分化の傾向にむかった。そのさい、新しい土地保有関係をつくりだすために、集団の権威構造の再編が行われ、母系出自集団の資源管理者 (男性) を中心に集団のあらゆる種類の土地が配分された。つまり、母系出自集団の男性成員は、タロイモ田の近くに住居を構え、夫方居住を行い、分配をうけた母系クランの食料資源を父系的に相続させる新方式を定着させたのである。

その仮説は、南太平洋地域においては人口増に対応して焼畑から水田タロイモ栽培へと変化したという Barrau 説 [BARRAU 1961]、カロリン諸島においては農耕形態と社会組織とのあいだに相関関係があるという Alkire の研究成果 [ALKIRE 1960] に基づいている。同時に、それは Schneider の母系社会の構造論にかんする研究の視点 [SCHNEIDER and GOUGH 1961] や Murdock の母系制・母処婚の社会組織からほかの社会組織への移行に関する枠組 [MURDOCK 1949] などを視野にいれてうちたてられている。さらに、それは、主要栽培植物の農耕形態の変化が生産手段の所有・使用方式、相続様式に作用して家族の経済的自立を促し、共同体が母系的体系から父系的体系へと再編成されたという、メラネシアの社会組織の動態に関する石川の仮説 [石川 1970] とも符合する。したがって、筆者はヤップ社会の土地所有と親族

組織にみられる母系的体系と父系的体系の共存現象を、主食になる栽培植物の歴史的変更（農耕形態の変化）と関連づけた上記の仮説に強い蓋然性を認めている。

2. フェイス社会の土地所有

フェイス (Fais) 島は、ヤップ島の東方 180 km に位置する隆起サンゴ礁の島である。日本統治時代には、リン鉱石の産出地であった。島面積 2.5 km²、人口207人を数える (1980年)。19世紀初頭の人口は約500人と推定されている [RUBINSTEIN 1979: 16]。フェイス社会の土地所有の単位は、ボゴタ (*bogota*) とよばれる屋敷に帰属する男(父)系的出自集団である。その集団は3～4世代前の父祖を共通にする男系子孫で構成され、現在9つのボゴタ集団がある。居住集団は、男系出自集団(ボゴタ) 成員と彼らの妻たちおよびそれらの子どもたちである。ボゴタ成員は、数戸の家、共同炊事小屋と墓を共有し、土地にたいして権利をもつ。

フェイスの土地は、ボゴタ(屋敷)を別にすれば、畑 (*wali*) と森 (*luwali*) とに分類される。畑は島の内陸部の土地で、サツマイモ、ヤムイモ、タロイモ、タピオカ、バナナとタバコが栽培される。そして、森はココヤシ、パンノキが植えられ、雑木が茂る土地である。それらの土地は、約130の特定の名前をもった区画(一筆)に分けられており、基本的には9つのボゴタ集団成員によって所有ないし使用される。その集団が権利を有する土地は、「本当の土地」(*sipegila bogota*) と「入ってきた土地」(*bogotaye buudogo*) の2つのカテゴリーにわけられている。

「本当の土地」は、元もとボゴタに付属しており、ボゴタ成員が排他的所有権をもつ土地である。「永久の土地」とか「元来の土地」とみなされている。「入ってきた土地」は、結婚や養取などの機会にボゴタ間で贈与・交換された土地である。フェイス社会では婚姻時に、妻の母と父、母の母や養父などが、夫に畑や森の小区画を贈る慣行がある。それらの贈与された土地は夫婦から生まれた子どもたちの「共有財」になる。その贈与にたいし、夫の集団と彼の親族は同規模の土地を妻側に反対給付する。そのため、Rubinstein の調査によると、小区画に分割された280例の土地のうち、約6割がボゴタの本当の土地で、残り4割がここ30年間にボゴタのあいだでやりとりされた土地である [RUBINSTEIN 1979: 142-146]。

フェイス社会の土地所有は、うえでみたようにボゴタ集団固有の土地と集団間で移譲されてきた土地との二様式からなっている。そして、父系的出自集団(ボゴタ)が土地所有の基本単位になっている。しかし、フェイス社会には、ボゴタとは別に母系的親族集団の存在が認められる。長老は、カイランギ (*kayilangi*) とよばれる、7～8

世代まえの女性祖先を共通にする母系クランのことを知っている。今日、そのクランは土地所有や団体的活動の単位としては機能していないが、婚姻規制の単位としての意味をもつ。また、長老たちは酋長位の継承順位に関して伝統的な母系のラインを優先する方法をとるべきだとの意見を主張する。

筆者は、フェイス社会においてもヤップと同様、親族集団が歴史的に母系的体系から、父系的なそれに変化ないし再編成されたと推論している。その根拠として、現在における母系的出自の認識とフェイスでも100年前に農耕形態が変化した事実があげられる。1850年ころに、サツマイモ栽培がヤップからフェイスに導入され [KRÄMER 1937: 130-131]、それがこの島の主要作物になり今日にいたっている [RUBINSTEIN 1979: 14]。筆者もサツマイモの栽培にかんする上記の伝承を、フェイスの長老から確認している。彼は島の内陸部の常畑でのサツマイモづくりは、施肥をすれば毎年収穫できると説明している。それにたいし、タロイモの栽培は湿地のないフェイスでは難しく、乾燥地に生えるタロイモ (*Alocasia macrorrhiza*) をすこしだけ植えているとのことである。19世紀半ばには500人の人口を擁していたと推定される。その人口を支持するための食糧は、サンゴ礁およびリン礦質の土壌でヤムイモと乾地タロイモの栽培だけでは不十分であったことが明らかである。そのような食料事情のもとで、集約的栽培が可能なサツマイモが、主作物になったとしても不自然ではない。したがって、少人数の男性労働力で栽培できるサツマイモの導入が、社会組織のうえにも変化をもたらしたことが考えられる。この点から、フェイスのボゴタ集団は、ヤップにおけるタビナウがガノンから変化したのと同様に、母系出自集団(カイランギ)からの変質とみなせよう³⁾。

3) ボナベ島の東方に位置するピングラプ(Pingelap)とモキル(Mokil)の両環礁社会における土地所有の基本的単位は、父系的出自集団で、現実にはペイネイネイ(*peineinei*)とよばれる父系的拡大家族である。ピングラプの総面積は、1.8 km²、人口375人(1980年)、モキルは1.2 km²の島に290人(1980年)が住む。両島とも、タロイモとパンノキの実に主食を依存している。土地は父系的に相続され、長男相続が優先される。Damasの調査した土地とタロイモ田の相続例によると、長男が土地の70パーセント、タロイモ田の51パーセント、次男がそれぞれ22パーセント、23パーセント、そして4人の娘が土地を7パーセント、タロイモ田を26パーセントの割合で相続している [DAMAS 1979: 182]。そのうち娘の相続は、彼女の婚出時に父から「持参財」の形で分与されたものである。父から相続したそれらの財は、彼女の子どもへと相続される。したがって、ピングラプ社会では、父系・長男相続を優先させながらも、個人は母方からも小区画の土地を相続する権利をもつ [DAMAS 1979: 180]。しかし、個人の社会的地位や首長権の継承は、父系原理が貫徹する。モキル社会の土地所有集団の編成および土地相続の慣行はピングラプ社会のそれらと同じ方式をとっている [WECKLER 1949, 1953]。

他方、両社会には母系クランも存在する。神話上の4人の女性祖先からの出自によって人びとは、4つのクランに分れる。しかし、人びとは、3世代前までの系譜関係しかたどれず、母系クランは婚姻規制の単位として機能するだけで、団体的集団を構成することはない [DAMAS 1979: 179-180]。

VI. 土地所有様式の変化

II節からV節にかけ、今世紀初頭の時点におけるミクロネシアの10社会の土地所有体系を四つのタイプに分け、述べてきた。そのうち、いくつかの社会では、19世紀の白人との接触時以前、ないしここ30年間に土地所有の方式を大幅に変化させたところもある。ここでは、これまでに記述した土地所有の変化の要因と、その変化と関連する社会組織の変質の問題をまとめて考察してみたい。土地所有の変化をもたらした、主な要因としては、人口増加、統治国の土地政策、そして貨幣経済の波及の3つをあげることができる。

1. 人口圧と土地所有制の変化

表2を参考に人口と土地所有の問題をとりあげてみよう。白人との接触時以前に、高い人口密度をもった社会は、モートロック、フェイス、ヤップの3社会である。このうち、その当時に土地所有の方式を変化させたと推定されるのは、ヤップとフェイスの2社会である。ヤップ社会は、1 km² あたり306人という高い値を示す。この人口増加を経験したヤップ社会は人口を支持するために、食糧資源の開発において主食となる新しい作物の栽培法を導入した。それが、焼畑によるヤムイモ栽培から、水田におけるタロイモ栽培への変化である。この変化は農業労働力を組織するうえで大きな変革をもたらした。

ヤムイモ栽培においては、焼畑による輪作という粗放的農耕のため多人数の労働力を必要とした。その労働力は、母系的出自集団の女性成員によってまかなわれていた。それにともない、土地所有はその集団の「共有制」であった。それにたいし、タロイモ栽培は、水田での集約的農耕であるため、少人数の労働力で多収穫が可能になった。それに対応して、母系的出自集団の共有であった土地は、細分化され集団成員に再分

表2 ミクロネシアの人口と人口密度

タイプ 島	1				2	3	4	
	マーシャル	トラック	モートロック	サタワル	パラオ	ポナペ	フェイス	ヤップ
19世紀前半の人口密度 (人/km ²)	125	126	333	150	108	21	202	306
1980年の人口密度 (人/km ²)	288	303	639	350	32	63	104	52
1937~1980年の人口増加率	220%	210%	290%	140%	260%	250%	120%	180%

配された。そのさい、土地は母系的出自集団の土地の管理責任者であった、集団の男性成員を中心に配分された。水田をはじめ母系的出自集団の土地の配分をうけた男性は、タロイモ田の近くに住居を構え、それらの食糧資源を父系的に相続させる方式を定着させた。したがって、そのような土地所有制の移行にともない、食糧資源を所有する単位は、男性を軸とする男系的な子孫によって再編成された。この土地所有集団が今日のタビナウ（集団）である。このように、ヤップ社会においては、新しい栽培作物の導入によって人口圧に対処した。この農耕形態の変化にともなって、土地所有の単位が大規模な母系的出自集団から小規模の男系的出自集団へと変わったのである。

人口増加にみあう食糧資源の開発を、高収穫を期待できる新栽培作物を導入することで達成する方法は、フェイス社会でも実施された。そこでは、19世紀半ばのサツマイモの栽培である。それ以降フェイス社会ではサツマイモが主食になってきている。常畑での集約的農耕は、従来の母系的出自集団の土地所有制を、男系的出自集団の所有へと変化させた。

2. 人口増化、貨幣経済と土地所有制の変化

最近の数十年間に著しい人口増加を経験している社会の土地所有制について述べることにする。表2で、1937年から1980年にかけて2倍以上の人口増加率と200人以上の人口密度を示す社会は、マーシャル、トラック、モートロックの3社会である。それらの社会は、いずれもタイプ1に属し、母系的出自集団が土地所有の単位となり、その集団の男性成員の子どもに土地を部分的に分与・相続させる、ないし土地の使用権を継承させることを制度化している。近年の急激な人口増加にともない、集団の男性成員が集団共有地を分割して彼の子どもに相続させたために、母系的出自集団が土地所有の単位としての機能を弱めてきている。その傾向は、とくにトラック社会に顕著である。

トラックの男性のなかには、彼の母系的出自集団に土地が無いため、他人の土地を購入して彼の子どもに相続させるものが多い。とくに、公務員や商店経営者のあいだに現金で土地を購入する傾向が強い。購入された土地は、購入者の「個人的所有地」となり、その処分は購入者自身の判断にまかされる。したがって、土地が売買の対象になることにより、トラック社会には「土地の私有化」という新しい土地所有形態が出現した。そのような土地所有の変化にともない、土地所有の単位が男性(父親)を中心とする選択居住に基づく小家族ないし双系的家族に極少化してきている。そして、その家族の生計は所有する土地からの食料では維持できず、輸入食料品(主とし

て米)の購入によってまかなっている。

貨幣経済の浸透によって、土地所有集団ないし土地使用の単位が細分化する現象はマーシャル社会でもおきている。そこでは、19世紀末から、ドイツ人のココヤシ植栽者の入植とコブラ貿易商の訪島により、コブラ販売による貨幣経済が波及していた。マーシャル社会では土地はワトとよばれる大区画ごとに母系出自集団によって所有されている。しかし、コブラの生産と販売が主要な経済活動になってから、その使用は夫婦単位で行われる。夫婦はそれぞれの母系出自集団所有地だけでなく、夫の父の母系出自集団の土地の使用権ももつ。したがって、夫婦はココヤシ栽培に有利な土地へ移り住んで、コブラの生産と販売に従事する。そして、コブラ売上金の一部を土地使用料として、母系出自集団の酋長に上納する。コブラ生産を土地利用の主要目的とするマーシャルでは、主食を栽培作物(タロイモ、パンノキの実)でなく購入食料に依存している。つまり、コブラの生産・販売により貨幣経済が早くから波及したマーシャル社会では、母系出自集団が土地所有の単位となっはいるものの、土地を使用する単位が夫婦ないし核家族へと極少化してきているのである。

3. 統治国の土地政策と土地所有制の変化

ドイツは1899年から1914年までミクロネシアを統治したが、その間に土地の「個人所有化」と「父系相続制」の土地政策を実施した。この政策を重点的に進めたのがポナベ社会である。1912年に始めた地券による土地の個人登記制と父系相続制は、それ以降ポナベ社会に定着し、現在にいたっている。それは母系出自集団の共有地を、母系出自集団の男性成員に配分する政策である。配分された土地は、原則として男性成員の「個人的所有地」となり、その長男によって一括相続されることになった。この改革は、それまでの母系出自集団の土地共有制を否定するものであったが、政策施行後、短期間のうちにポナベ社会に受容され、それまでの伝統的土地所有制は崩壊した。

ポナベの伝統的土地所有は、母系出自集団の土地共有制と母系相続を原則としていたが、豊富な土地資源と少ない人口規模という要因を背景に、19世紀以来父方居住に基づく父系的相続もかなり行われていた。とくに、酋長(貴族)階層では、父と息子のあいだでの土地相続が実施されていた。このような伝統的土地所有制の柔軟性が、ドイツの土地改革が大きな抵抗もなくポナベ社会に受け入れられた基盤であったとも考えられる。その土地所有制の変化にともない、現在の土地所有の単位は父方居住方式に基づく父系的な親族集団が卓越してきている。そして、土地の相続も父一息子のラインを最優先する方式が確立した。

以上、ここ 200 年のあいだに生じた土地所有制度の変化を、人口圧、貨幣経済の波及、そして統治国の土地政策の要因と関連づけて考察してきた。これまでの論述で、母系の出自原理が土地所有を規定する方式から「外ずされる」過程が明らかになった。他方、上記の諸社会において母系出自の観念ないし原理は、個人の社会的地位、酋長位ないし称号の継承、宗教的・儀礼的領域、婚姻規制などの局面において顕在化し、機能していることを指摘できる。このことは、ミクロネシアにおいては、生産手段の所有形態の変化に対応して、社会集団が新しい方式によって全面的に再編成されないことを示している。つまり、土地所有制および土地の相続方式が母系体系から父系体系に移行しても、社会集団の編成ないし社会関係の構成の面においては、母系体系も依然として持続するということである。

Ⅶ. 結 論

筆者は本稿において、ミクロネシアの10社会の土地の所有様式と親族集団の編成方式について記述してきた。いずれの社会にも、集団編成ないし社会関係の形成という局面に母系出自の観念の存在を認めることができる。しかしながら、その観念が土地所有および土地利用の方式を規定する原理となっているか否かは、社会ごとに異なる。筆者は、母系出自の観念と土地所有の関連性を、土地の所有と使用の単位、土地の相続方式に焦点をあてて、四つのタイプに分類した。このタイプは、外国の直接統治が開始される前、つまり今世紀初頭のミクロネシア社会の土地所有制に基づいている。ここで、各タイプの特徴をつぎのようにまとめることができる。

タイプ1の社会は、サンゴ礁島ないし可耕地が限定された火山島で、人口の増減に対応する食糧資源の利用体系を維持している。土地所有の基本的単位を母系出自に基づいて編成し、妻方居住、母系相続の方式を優先させるが、土地の相続ないし土地の使用権の継承を、父一子のあいだで部分的に行う方法を制度化している。つまり、母系出自集団が、その集団の男性成員の子どもに土地の一部を贈与・相続させる、ないし土地の使用権を継承させる方式である。この土地の相続ないし使用権の継承方式を、母系の出自原理から離脱させる制度は、集団が所有する食糧資源と集団の人口規模との均衡を保つ機能をはたす。

タイプ2とタイプ3の社会は、いずれも火山島で、豊富な土地資源と低い人口密度という条件に適応する土地所有の様式を特徴とする。それらの社会は、母系出自に基づいて土地所有集団を編成し、母系相続を原則とする点では同じである。居住様式に

においてはタイプ2の社会では、父方一母方オジ方居住方式、タイプ3の社会では選択居住が卓越する。したがって、そのような居住様式にともなって母系出自集団の男性成員の子どもは父の集団の土地を使用することが容認され、状況によっては子どもが父の土地を相続することが可能になる。また、それら両タイプの社会においては、男性成員の子どもを「二次成員」として母系出自集団に組み入れる集団編成の方式を制度化している。この柔軟性のある集団編成は、個人が集団への帰属関係を選択的ないし双系的に保持することにより、食糧資源の利用の均衡化をはかっている。

タイプ4の社会は、母系の出自が宗教・儀礼的側面で顕在化するが、団体的集団の編成の原理にはなっていない。土地所有の単位は、男系的出自に基づいて構成される。とくに、ヤップ社会では、世代限定的で、小規模な男系的出自集団が、海および陸のあらゆる食糧資源を1つのセットとして所有し、自己完結的な生産手段の所有団体を形成している。

上記4類型をVIで述べた、土地所有の変化過程を参考にして動態的に位置づけると、つぎの4点を指摘することができる。

1) 本稿でとりあげた10の社会は、土地所有の単位としての集団編成においては元来母系出自を基礎としていた。しかし、土地の相続に関しては、各社会で出自原理から離脱した方式を制度化した。土地資源が限定された社会(タイプ1)では、父一子関係に基づく土地の部分的譲渡方式を、土地資源の豊富な社会(タイプ2・3)では、居住様式および集団への帰属権に選択性ないし可塑性を付与する方式をつくりだした。

2) 1世紀前に人口の大規模な増加を経験した社会(タイプ4)では、それらの方式では人口を支持できず、多収穫性の作物を導入した。この農耕形態の変化にともない、土地所有集団が母系的体系から父系的体系に移行した。他方、ここ30年間に急激な人口増加を経験した社会(タイプ1)のなかには、土地所有集団の単位の規模が縮小し、母系的出自集団から、双系的家族に変質する傾向がみられる。

3) 統治国の土地政策により、母系的出自集団の共有制と母系相続制から、その男性成員の「個人的所有」と父系相続制へと、土地所有体系を変化させた社会(タイプ3)がある。その社会は今日、それらの制度が定着し、居住様式も父方居住方式が卓越している。

4) 土地所有集団が母系的体系から父系的体系に移行した社会、それが極少化した社会、父方居住様式が卓越する社会においても、母系の出自原理は、個人の社会的地位の決定、酋長権や称号の継承、宗教・儀礼的分野、そして婚姻規制などの局面で機能している。

ミクロネシア社会における社会組織の根底に連続するそのような母系の出自の観念および原理の特質については、これまでにいくつかの議論がある。Murdock は、出自体系は居住様式によって規定され、父方居住は父系制を、母方居住は母系制をうみだすと仮定した [MURDOCK 1948, 1949]。この居住規制と出自体系との関連性を強調する視点は、Goodenough [1968] と Alkire [1977] にうけつがれ、両者のミクロネシア調査において検証されている。Alkire は、「単系親族集団は、特定の土地区画とその土地の相続権とが居住集団と結びつくことによって形成される」 [ALKIRE 1977: 87] と結論づけ、Murdock の視点を支持した。しかし、それらの一面的なアプローチでは、本稿でとりあげた諸社会の出自、居住、相続の複雑な関係を把握できないことは明らかである。ミクロネシア社会の母系出自の本質をどのように理解するかということが今後に残された筆者の課題である。

文 献

- ALKIRE, W. H.
1960 Cultural Adaptation in the Caroline Islands. *Journal of the Polynesian Society* 69: 123-150.
1974 Land Tenure in the Woleai. In H. P. Lundsgaarde (ed.), *Land Tenure in Oceania*, Honolulu: University Press of Hawaii, pp. 39-69.
1977 *An Introduction to the Peoples and Cultures of Micronesia*. California: Cummings Publishing Company.
- BARNETT, H. G.
1949 *Palauan Society: A Study of Contemporary Native Life in the Palau Islands*. Oregon: University of Oregon Publications.
- BARRAU, J.
1961 *Subsistence Agriculture in Polynesia and Micronesia*. B. P. Bishop Museum Bulletin 223, Honolulu: B. P. Bishop Museum.
- BASCOM, W. R.
1965 *Ponape: A Pacific Economy in Transition*. Berkeley: University of California Press.
- BORTHWICK, E. M.
1977 *Aging and Social Changes on Lukunor Atoll, Micronesia*. Ph. D. dissertation, University of Iowa.
- CROCOMBE, R.
1968 *Improving Land Tenure*. South Pacific Commission Technical Paper 156.
1971 *Land Tenure in the Pacific*. London: Oxford University Press.
- DAMAS, D.
1979 Double Descent in Eastern Carolines. *Journal of the Polynesian Society* 88: 177-198.
- DAMM, H. und E. SARFERT
1935 *Inseln um Truk, Halbband 2: Polowat, Hok und Satawal*. In G. Thilenius (ed.), *Ergebnisse der Südsee Expedition, 1908-1910*, II B6, pt. 2, Hamburg: Friederichsen, De Gruyter.
- DOANE, E. T.
1874 The Caroline Islands. *The Geographical Magazine* 1: 203-205.

- FISCHER, J. L.
 1957 *The Eastern Carolines*. New Haven: HRAF Press.
 1958 Contemporary Ponape Island Land Tenure. In J. de Young (ed.), *Land Tenure Patterns in the Trust Territory of the Pacific Island*, Guam: Trust Territory Government, pp. 77-160.
- GOODENOUGH, W. H.
 1968 A Problem in Malayo-Polynesian Social Organization. In A. P. Vayda (ed.), *Peoples and Cultures of the Pacific*, New York: Natural History Press, pp. 133-149.
- 土方久功
 1984 『ミクロネシア・サテワヌ島民族誌』 未来社。
- 今西錦司(編)
 1944 『ボナペ島——生態学的研究』 彰考書院。(1975年講談社より復刻)
- 石川榮吉
 1970 『原始共同体——民族学的研究』 日本評論社。
- KRÄMER, A.
 1929 *Palau*. In G. Thilenius (ed.), *Ergebnisse der Südsee-Expedition, 1908-1910*, Band 3, Hamburg: Friederichsen, de Gruyter.
 1937 *Zentralkarolinen*. Halbband 1: Lamotrek-Gruppe-Oleai-Feis. In G. Thilenius (ed.), *Ergebnisse der Südsee-Expedition, 1908-1910*, Hamburg: Friederichsen, de Gruyter.
- LABBY, D.
 1976 *The Demystification of Yap: Dialectics of Culture on a Micronesian Island*. Chicago: University of Chicago Press.
- LESSA, W. A.
 1950 *The Ethnography of Ulithi Atoll*. Los Angeles: University of California.
- LIEBER, M. D.
 1974 Land Tenure on Kapingamarangi. In H. P. Lundsgaarde (ed.), *Land Tenure in Oceania*, Honolulu: University Press of Hawaii, pp. 70-99.
- LINGENFELTER, S. G.
 1975 *Yap: Political Leadership and Culture Change in an Island Society*. Honolulu: University Press of Hawaii.
- LUNDGAARD, H. P.
 1974 Pacific Land Tenure in a Nutshell. In H. P. Lundsgaarde (ed.), *Land Tenure in Oceania*, Honolulu: University Press of Hawaii, pp. 265-275.
- MAHONEY, F. K.
 1958 Land Tenure Patterns on Yap Island. In J. de Young (ed.), *Land Tenure Patterns in the Trust Territory of the Pacific Islands*, Guam: Trust Territory Government, pp. 251-287.
- MARKSBURY, R. A.
 1979 *Land Tenure and Modernization in the Yap Islands*. Ph. D. dissertation, Tulane University.
- 松岡静雄
 1943 『ミクロネシア民族誌』 岩波書店。
- MAURICIO, R.
 1987 Peopling of Pohnpei Island: Migration, Dispersal and Settlement Themes in Clan Narratives. *Man and Culture in Oceania* 3: 47-72.
- MCCUTCHEON, M. S.
 1981 *Resource Exploitation and the Tenure of Land and Sea in Palau*. Ph. D. dissertation, University of Arizona.
- MCGRATH, W. A. and W. S. WILSON
 1971 The Marshall, Caroline and Mariana Islands: Too Many Foreign Precedents.

- In Ron Crocombe (ed.), *Land Tenure in the Pacific*, London: Oxford University Press, pp. 172-191.
- MURDOCK, G. P.
1943 Anthropology in Micronesia. *Transactions of the New York Academy of Sciences* 11: 9-16.
1949 *Social Structure*. New York: Macmillan.
- 南洋庁
1926 『ポナペ島に於ける旧慣（民法親族篇に関するもの）』。
1933 『ポナペ島に於ける親族及相続に関する事項』。
- NASON, J. D.
1971 *Clan and Copra: Modernization on Etal Island, Eastern Caroline Island*. Ph. D. dissertation, University of Washington.
- O'CONNELL, J. F.
1972 *A Residence of Eleven Years in New Holland and the Caroline Islands*. (S. Riesenber, ed.), Pacific History Series 4, Canberra: Australian National University Press. (Orig. 1836)
- PARKER, P. L.
1985 *Land Tenure in Trukese Society: 1850-1980*. Ph. D. dissertation, University of Pennsylvania.
- PETERSEN, G.
1982 Ponapean Matriliney: Production, Exchange, and the Ties that Bind. *American Ethnologist* 9: 129-144.
- POLLOCK, N.
1974 Landholding on Namu Atoll, Marshall Islands. In H. P. Lundsgaarde (ed.), *Land Tenure in Oceania*, Honolulu: University Press of Hawaii, pp. 100-129.
- REPUBLIC OF PALAU, OFFICE OF THE PRESIDENT
1985 *Republic of Palau*.
- RIESENBERG, S. H.
1968 *Native Polity of Ponape*. Smithsonian Contributions to Anthropology 10, Washington, D. C.: Smithsonian Institution Press.
- RUBINSTEIN, D. N.
1979 *An Ethnography of Micronesian Childhood: Context of Socialization of Fais Island*. Ph. D. dissertation, Stanford University.
- SCHNEIDER, D.
1962 Double Descent on Yap. *Journal of the Polynesian Society* 71: 1-24.
1974 Depopulation and the Yap *tabinau*. In R. J. Smith (ed.), *Social Organization and the Applications of Anthropology*, Ithaca: Cornell University Press, pp. 94-114.
- SCHNEIDER, D. and K. GOUGH (eds.)
1961 *Matrilineal Kinship*. California: University of California Press.
- 清水昭俊 (SHIMIZU, A.)
1985 「出自論の前線」『社会人類学年報』 11: 1-34。
1987 Feasting as Socio-Political Process of Chieftainship on Ponape, Eastern Carolines. In I. Ushijima and K. Sudo (eds.), *Cultural Uniformity and Diversity in Micronesia*, Senri Ethnological Studies 21, Osaka: National Museum of Ethnology, pp. 129-176.
- SHINEBERG, D. (ed.)
1971 *The Trading Voyages of Andrew Cheyne 1841-1844*. Pacific History Series 3, Canberra: Australian National University Press.
- SMITH, D.
1977 *The Ties that Bind: Exchange and Transaction of Kinsmen in Palau*. Ph. D. dissertation, Bryn Mawr College.

- 1983 *Palawan Social Structure*. New Jersey: Rutgers University Press.
- SPOEHR, A.
 1949 *Majuro: A Village in the Marshall Islands*. *Fieldiana Anthropology* 39, Chicago: Natural History Museum.
- 須藤健一 (SUDO, K.)
 1984 「サンゴ礁の島における土地保有と資源利用の体系——ミクロネシア・サタワル島の事例分析」『国立民族学博物館研究報告』9 (2): 197-348。
 1985 「ミクロネシアにおける母系制社会の変質——トラック語圏社会の出自集団の構造」『国立民族学博物館研究報告』10 (4): 827-929。
 1987 *Land Tenure and Social Structure in Micronesia*. *Man and Culture in Oceania* 3 (Special Issue): 253-266.
- 杉浦健一
 1944 「南洋群島原住民の土地制度」『民族学研究所紀要』1: 169-350。
- TOBIN, J. A.
 1958 *Land Tenure in the Marshall Islands*. In J. de Young (ed.), *Land Tenure Patterns in the Trust Territory of the Pacific Islands*, Guam: Trust Territory Government, pp. 1-76.
- 上原徹三郎
 1940 『植民地として観たる南洋群島の研究』南洋群島文化協会。
- 牛島 巖
 1983 「西カロリン群島・ウリシー環礁社会における土地保有集団——母系・夫方居住婚社会における親族集団構成」『歴史人類』11: 80-128。
 1987 『ヤップ島の社会と交換』弘文堂。
- WECKLER, J. E.
 1949 *Land and Livelihood on Mokil: An Atoll in the Eastern Carolines*. Coordinated Investigation of Micronesian Anthropology, Part 1, No. 25, Los Angeles: University of Southern California. (unpublished)
 1953 Adoption on Mokil. *American Anthropologist* 55: 555-568.
- 矢内原忠雄
 1935 『南洋群島の研究』岩波書店。
- YAP STATE, OFFICE OF PLANNING AND BUDGET
 1987 *Report on the 1987 Yap State Census of Population*. Vol. 1.
- YOUNG, J. de (ed.)
 1958 *Land Tenure Patterns in the Trust Territory of the Pacific Islands*. Guam: Trust Territory Government.